岡山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱

平成28年8月8日

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市イメージキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。) の貸出しに関し必要な事項を定め、本市の広報及び宣伝活動の発展に寄与することを目的 とする。

(着ぐるみの種類)

第2条 着ぐるみの種類は、次のとおりとする。原則としてミコロとハコロを一緒に使用するものとする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ミコロ着ぐるみ 1体
- (2) ハコロ着ぐるみ 1体

(着ぐるみの貸出し)

- 第3条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。
- 2 前項の規定による貸出しの期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。 (貸出しの申請)
- 第4条 着ぐるみの貸出しを受けようとするものは、あらかじめ岡山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を 添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請書は、貸出しを受けようとする日の6月前から7日前までの期間に提出しなければならない。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容について審査し、 適当と認める場合は、岡山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号) により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第6条 市長は、第3条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用 を承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) その他市長が着ぐるみの貸出しについて、不適切であると認めるとき。
- 2 前項の規定によりキャラクターの使用を承認しないときは、イメージキャラクター着 ぐるみ貸出不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第8条 着ぐるみの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (2) 申込書の記載内容どおりに使用すること。
 - (3) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し等)

- 第9条 使用者が前条に規定する事項を遵守しなかったときは、市長は、その承認を取り 消すとともに、その使用者への貸与は行わない。
- 2 使用者が使用承認の取消しによって損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 使用者が着ぐるみを汚損した場合は、当該使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(市の責任)

第11条 着ぐるみの貸出しにより使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は、一切の責めを負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

岡山市イメージキャラクター着ぐるみ使用承認申請書

年 月 日

岡山市長様

申請者住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名)

岡山市イメージキャラクターの着ぐるみを使用したいので、下記により申請いたします。 なお、申請に当たっては、岡山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱の適用を受けること について同意します。

記

イベント名	
イベント内容	
使用方法	
使用場所	
使用期間	
貸出希望日	
返却日	

※イベント内容の資料等があれば添付してください。

岡山市イメージキャラクター着ぐるみ使用承認通知書

年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付けで申請のありました岡山市イメージキャラクター着ぐるみ使用について、下記のとおり承認します。

記

1 貸出期間

 貸出日
 年
 月
 日

 使用期間
 年
 月
 日

 返却日
 年
 月
 日

2 使用条件

1	
1	
1	
1	
1	

様式第3号(第6条関係)

岡山市イメージキャラクター着ぐるみ使用不承認通知書

年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付けで申請のありました、岡山市イメージキャラクターの使用について、 下記の理由により承認できません。

記

該当事項	不 承 認 理 由
	岡山市の信用又は品位を損なうおそれがあるため。
	法令又は公序良俗に反するおそれがあるため。
	特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるため。
	その他 [